

◎新潟県告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 都市計画の種類及び名称

種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）

名称 長潟第二地区地区計画

大学南1丁目地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課